

# 平成 18 年度(2006 年度) 第 2 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 18 年 12 月 20 日(水曜日)  
午前 10 時 00 分開会  
午後 0 時 00 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

## 出席した委員

会 長	増田 昇 氏	委 員	二石 博昭 氏
委 員	大石 吉部 氏	委 員	藤井 稔夫 氏
委 員	岡村 幸雄 氏	委 員	牧原 繁 氏
委 員	新田 保次 氏	委 員	笹川 吉嗣 氏
委 員	舟橋 國男 氏	委 員	松永 昭 氏
委 員	増田 京子 氏	委 員	島村 治規 氏
委 員	北川 照子 氏	委 員	島谷 康史 氏
委 員	神田 隆生 氏	委 員	松井 治男 氏

委員 16 名 出席

## 審議した案件とその結果

- 案件 1 会長の選出及び会長職務代理者の指名について  
会長：増田(昇)委員 会長職務代理：舟橋委員
- 案件 2 都市計画道路の変更について【付議】 原案通り決定
- 案件 3 土地区画整理事業の変更について【付議】 原案通り決定
- 案件 4 土地区画整理促進区域の変更について【付議】 原案通り決定
- 案件 5 都市計画道路の変更について【諮問】 原案通り答申
- 案件 6 土地区画整理事業の変更について【諮問】 原案通り答申
- 案件 7 景観法に基づく取り組みについて【報告】 報告書に基づき報告

事務局（岡課長補佐）

定刻になりましたので、ただ今から、平成18年度第2回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中16名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、弘本委員、平井委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

次に市長より挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

藤沢市長

審議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政諸般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、新たな委員により箕面市都市計画審議会がスタートしたわけですが、学識経験者、市議会、関係行政機関及び市民各位からご就任頂いた18名の委員のみなさまにおかれましては、それぞれのお立場から、より慎重で活発なご審議を重ねていただき、本市都市計画行政の推進にご協力をいただきたいと存じます。

さて、本日の審議会では、まず最初の案件として「会長の選出及び会長職務代

理者の指名について」をお願いすることとなります。次に付議及び諮問案件として「都市計画道路の変更について」と「土地区画整理事業の変更について」、さらに付議案件といたしまして「土地区画整理促進区域の変更について」、最後に報告案件といたしまして「景観法に基づく取り組みについて」の7つの案件につきまして、ご審議いただく予定でございます。

まず、付議案件の「都市計画道路の変更について」につきましては、昨年度都市計画審議会において検討していただき、答申いただいた「これからの都市計画道路のあり方について」を踏まえ、今年度に市として検討してきた内容を前回8月の都市計画審議会においてご報告させていただいたところでありますが、その後、市の考え方を市民の皆様説明し、その中でいただいたご意見も踏まえて、今回都市計画案としてとりまとめましたので、最終お諮りするものでございます。

次に、平成16年4月に都市計画区域が箕面都市計画区域から北部大阪都市計画区域に変更されたことに伴う各都市計画の名称変更のうち、都市計画道路、土地区画整理事業、土地区画整理促進区域については、この都市計画道路の見直し時期に合わせて実施するものとしておりましたので、付議、諮問案件として、都市計画名称の変更についてお諮りするものでございます。

最後に、「景観法に基づく取り組み」といたしましては、昨年7月及び今年8月の都市計画審議会にて2度に亘り報告させていただいておりますが、その後の取り組み状況を報告させて頂き、審議会のご意見を今後の取り組みに反映させて

いきたいと考えております。

尚、本日20日ですが、政令指定市、中核市以外で大阪府内で初めて箕面市が大阪府知事の同意を受けて景観行政団体としてスタートいたすこととなっております。又報告があると思いますが、委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局(岡課長補佐)

さて、審議会の議事進行につきましては、本来は会長がとりおこなうものでございますが、審議会委員のみなさまが本年10月で新たに任命されて以来最初の審議会のため、会長が決定されるまでの間は市長が議事進行をいたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

藤沢市長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたとおり、会長が選出されるまでの間、私が議事進行をいたしますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず始めに、「委員紹介」をさせていただきます。

先ほどの説明にもございましたとおり、今回は審議会委員が任期満了に伴い大幅に入れ替わっておりますので、事務局から委員のみなさまのご紹介をいたしたいと存じます。

〔事務局より委員紹介〕

委員のみなさま、ありがとうございます。

それでは、続いて案件審議に移ります。

案件1「会長の選出及び会長職務代理者の指名について」を議題といたします。本案件について、事務局より説明を求めます。

案件1 会長の選出及び会長職務代理者の指名について

事務局(岡課長補佐)

<案件説明>

藤沢市長

ただ今事務局から説明がありました。会長選出でございますが、規定によりますと、学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっておりますが、推薦による方法をとらせていただけたらどうかと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、委員のみなさま、学識経験者の委員の中から、どなたかを会長にご推薦いただけませんかでしょうか。

大石委員

私は、増田先生が前回からきちっと取り纏めをしていただいておりますので、続けてやっていただけたら一番結構かと思っております。

藤沢市長

只今、大石委員より、増田委員の推薦がございました。その他、ご推薦はございませんでしょうか。

他にないようでございますので、ご推薦を受けられました増田委員を箕面市都市計画審議会会長に選出いたしたいと存じますが、増田委員、よろしいでし

ようか。

(本人承諾)

ご快諾いただきありがとうございます。よって、増田委員が会長に選出されました。

みなさま、ご協力ありがとうございます。増田会長につきましては、任期であります平成20年9月30日まで、本市都市計画審議会会長として会議の招集、議事の進行を司っていただくこととなります。増田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで議事進行を、ただ今決まりました増田会長にお願いしたいと存じます。ありがとうございます。

増田会長

先ほど、会長という大任を仰せつかりました、大阪府立大学の増田でございます。これから2年間、よろしくお願ひしたいと思います。

先程市長さんからもございましたように、多くの案件を抱えております。特に、いろんな意味で価値観の転換であるとか、行財政の問題等々含めていろんな意味で変革の時を迎えております。また、一方で将来に対する不透明感も高まっている状況の中で、都市計画というのは100年の体系の中で物事を決めていくというような大任を仰せつかっている審議会でございます。従いまして皆様方のご協力を頂きながら公正な審議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

それでは、議事に入っていきたいと思っておりますけれども、まず最初に「会長職務代理者の指名」でございます。会長職務代理者は会長が指名することとなっております。前回に引き続き、舟橋委員に

お願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(受諾の声)

快くお引き受けいただきありがとうございます。よって、舟橋委員を会長職務代理者に指名いたします。以上をもって、案件1の審議は終了いたします。

続きまして、案件2以降の審議に入ります前に、市長さんより付議、諮問及び報告をお受けしたいと存じます。市長、よろしくお願ひいたします。

市長が会長の前へ進み、  
付議、諮問、報告書を読み上げる。

(付議、諮問書及び報告書受領)

本日の審議の進め方につきまして、お諮りします。本日の案件のうち、案件2及び案件5は都市計画道路の変更にかかる案件、また、案件3、案件4及び案件6は都市計画名称の変更にかかる案件であり、それぞれ付議・諮問の別なく一括して説明を受け、その後質疑を行い、各案件ごとに議決または答申のまとめについて確認を行う形で進めて参りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように進めて参ります。

案件2及び案件5「都市計画道路の変更について」、市より説明をお願ひします。

案件2 都市計画道路の変更について【付議】 案件5 都市計画道路の変更について【諮問】
--

市(上岡)

< 案件説明 >

増田会長

はい、説明ありがとうございました。

この一年半あまり小委員会も設けながら、進めてきた案件でございます。今回メンバーが変わったということもあり、戸惑いなどもあるかと思いますが、丁寧なご説明のおかげでご理解いただけたかと思えます。

今の案件2、5に関しまして、何かご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。特別ございませんでしょうか。はい増田委員どうぞ。

増田(京)委員

今ご説明いただき、会長からも補足説明がございましたが、時間をかけてやってきて、今回は廃止路線をどうするかが内容だったと思えます。丁寧に説明会なども開催されてきたと思えますが、ちょっと気になりますのが、今まで権利制限をかけてきたところを外すということで、いろんな問題が出てこないかという思いが1つあります。

箕面市全域にこのチラシを配布されたということで、お金がかかったと思えますが、いいチラシを配布されたと思えます。それと廃止路線周辺の方に個別にまかれたということですが、直接関わりのある地権者の人たちにもチラシを丁寧に配られたと思えますが、その廃止路線に関係する方たちは何軒くらいだったのでしょうか。

市(大森課長)

はい。桜井豊中線にかかる地権者数は31名、共有地を含みます。筆数は50筆ほどとなっています。

増田会長

よろしいでしょうか。

増田(京)委員

31人の方にきちっとチラシを配った上で、11名と6名の方が説明会に来られたということですが、縦覧した後は意見が無かったということについて、地権者は納得していると考えていいのでしょうか。その辺は市としてどう捉えているのかお聞かせください。

市(大森課長)

はい。説明会の中身に対しましては、先ほどの説明のようなことで認識しております。そして説明会は、案を作る為の意見を聞く場として、可能なものは反映させるといった意見交換の場を作らせていただき、また、具体的な法手続きに関しましては、案の縦覧の場で意見書が出せることを説明させていただきました。

そういう中で、法手続の中でも意見書が出てこなかったということです。そして今説明させていただいたことなども、今審議会でも主として付議をしていただいておりますので、判断をしていただけたらと。私の個人的な意見としましては、個々の説明会ではいろんなご意見も出ましたが、一定市の方針をご理解いただいたものと考えております。

増田(京)委員

あの、そういうかたちで納得していただいたと私も思いたいのですが、この社会資本整備審議会の中間答申でこのようなお話をするようと言われてきたのと、説明にもありましたが、市民の方からも代替措置とか補償などは無いのかという意見もございます。そういうことに関しては必要がないということなのですが、今都市計画決定をうっている道路ということで、税金とかそういうものが免除ではないのですが配慮・調整されているということをお聞きしました。反対に廃止されるということは、それが

なくなるといように解釈するのですが、その辺いかがでしょうか。

市（大森課長）

今委員がおっしゃられた通りでございます。都市計画施設にかかる土地に対しては、固定資産税に補正の措置がなされています。具体的には施設にかかる面積が、30%未満、30～50%、50%以上というなかで、30%未満であれば10%の減免、30～50%の場合は20%の減免、それ以上では30%という対応をしております。

増田(京)委員

ですから、そういうことが今後廃止になるとなくなるわけですね。そういう説明もされているのかをお聞かせください。

市（大森課長）

はい。説明会の中で説明させていただいております。減免がされていないかたちに戻りますよということで、説明させていただいております。

増田(京)委員

そうすると、来られなかった方にも、もちろんその私達ね、よく言うのですが、ここが都市計画決定されている土地なのだとか。それは行政の皆さんからは知って当然そこに住んでるんでしょうということなのでしょうけれども、色々転売などあった場合にそういうのを知らずに購入をしたりする人があって、必然的に税金が補償されていたのに、「今回なんか知らんけど税金上がった」ということになりかねないかなということをお慮するんですけれども、ですから31人の方が該当するのであれば、その辺の所も丁寧な説明があるかと思います。そういうことを、本来は来た人だけに説明するのではでなく、来られなかった地権者にも必要かと思いますが、その辺ど

う配慮したかをお聞かせください。

市（大森課長）

説明会に出席された方については、先ほどの説明をしたということで、今委員のご指摘のところもございまして今回これで議決していただければ、先ほどの対象の方々には、結果をきちんと報告するというのと、税の関係もきちっと説明できるような形での案内もしていきたいと思っております。

増田(京)委員

今私が知り得たのはこの税のことだけなのですが、他にはこのようなことが無いと考えて良いのでしょうか。その辺だけ確認をお願いします。

市（大森課長）

それ以外には、皆さんご存じのとおり都市計画決定されると、建物の高さ等の制限が加わるわけですが、今回この都市計画が廃止されることによりまして制限がなくなること、それを周知していく必要があるかと思っております。

増田会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

松永委員

今回の廃止について、手続きの流れとしては、十分に理解できるし、回を重ねられているのはわかります。ただ、社会的な変化については、非常に大きな変わり方があると。それは現在箕面市については、住環境を求めている声が高いたと思います。そのことについては、都市計画審議会の方からの資料として「指針」という中でもそのようなことがかかっていると見受けられます。それについての考慮が、今回決定する上でどのように配慮されているのかをお聞かせください。

増田会長

それは廃止路線を決定するという仕組みの中でのことでしょうか、あるいは都市計画審議会として今日も別添で提言書というかたちで住環境に関しても提言をまとめているわけですが、どの部分での配慮ということでしょうか。

松永委員

廃止することについて説明書を見せていただく中では、都市における道路機能は交通機能、空間機能、市街地形成機能で考えていくとかかかっているなかで、交通機能については道路の利用減少傾向だとか人口の減少があるだとか、何らかの量的な変化は考えられると思うのですが、空間機能、オープンスペースですね、そういうところが失われていくのではないかと。それを、いかにこの場所について廃止した場合、どのように補填されるのか、その辺が心配だと思えます。

市（大森課長）

今のご意見でございますが、大きく我々としては都市計画道路の見直しにつきまして、市域全体の計画道路を基本的に対象としたところでございます。それに対して、都市計画審議会にお願いしまして、諮問・答申というかたちで議論を重ねさせていただいた。その中で、今回都市計画道路の個々の必要性という視点で、先ほど委員もご指摘がありました。そういう交通ネットワークだけではなくて、具体的には緑、景観、防災等という視点にも入り込んでその必要性をまとめていただいた。それに基づいて一定の判断基準を提案していただき、存続、廃止という視点で、都市計画道路について決定していきたいということでございます。ただし、都市計画審議会の議論の中でも、要は、今ご指摘のありま

したような、具体的に言ったら歩行者空間のようなものがあるかと思えます。そうしたものは提言書ということで、いま各委員さんのお手元にございます提言書の中で、特に道路を整備する段階で、しっかりと考慮する必要があるのではないかとということでの方向付けをしていただいております。

また、箕面市の考え方といたしましては、今回これで廃止・存続と永久にこれでいこうというのではなく、改めて10年後見直していこうということの中でも、社会状況を十分に反映させる議論をしていきたいと思っております。

松永委員

歩行者空間を、現在まちの中に、心のゆとり、まちのゆとりとして欲しいと思うのです。それが私は非常に気になっております。現在の個々の場所において都市計画決定されている、それはその分の用地確保が条件的に有利となっている。それがなくなってしまうと、4mなりの道路に変わると、空間的な余裕が確保できなくなってしまうことが非常に気になります。

現在の都市計画道路（桜井豊中線）は桜井駅へ行く道路として以前は非常に重要だったと思います。都市計画決定された理由がどんな理由なのかまではよくわかりませんが、豊中から桜井のほうへ抜ける道として整備が必要だったのではないかと思うのです。それはそれで豊中市が今回廃止の方向で考えられているのであれば、量的な話はやむを得ないと思うのです。ただ、この場所については、都市計画決定されているという担保がある中で、箕面市だけの判断というのであれば、ここの場所についての空間的なオープンスペースの確保ということは、171号線以南の居住性に対して

は一つのゆとりの場ではないかと思うのです。まあ、その意味からすると都市計画道路として用地の確保をする中で、ゆとりあるまちづくりへの絶好の機会ではないかと思うのです。

その辺のところは都市計画決定から外れますと一般道路になってしまう。生活道路になってしまい、それが整備されることがほとんど見えてこない。そういう点が非常に残念に思います。

増田会長

それではご意見としてお聞きしておきます。他にありませんでしょうか。

増田(京)委員

今回の廃止路線の件ですが、今10年の計ということでしたが、今私は存続と決まった路線についても今回色々と市民の方から意見があったと思うのですね。それで、都市計画審議会から出された提言のなかにも、ただ道路の廃止や存続を決めるだけではなくて、いろんな交通網とか環境のこととか、いろんな提言がされていますけど、それがどう活かされていくのかということと、特にちょっと一つ例で言わせていただきますと、田村橋通りというのは大正博跡地などがあって景観形成の意味でも重要なところとなっている。そこでは計画で20m幅にするとなっています。都市計画道路としてするのは結構なのですが、やはりそういうヒューマンスケールの町っていうか、モータリゼーションだけではなく、社会の変化が起こっていく課程の中で作られたまちのいきさつとか、そういうまちづくりの観点があったと思うのですけれども、今回存続するというのであれば、そういうところなんかをしっかりと押さえていただきたい。まあこれは都市計画審議会の提言書にもあるのですが、その辺をどう認識されているのか

を教えていただきたいと思います。

市(大森課長)

これにつきましては、我々も前回8月22日の都市計画審議会の場でも、廃止・存続をしっかりと意見交換させていただくことと、市として存続であるということの中での課題をしっかりと整理する必要があるということで、一定の方向性については、8月22日の都市計画審議会で報告や課題整理をさせていただいたということです。

田村橋通りでは一部優れた都市景観を持っているところもあります。一部駅前近くでは商業エリアがございます。そういうところとの整合を保ったような形での整備が可能なのか。その辺のことをもしかすると幅員が変わるという事もあり得るかもしれませんし、順次箕面市として検討を進める必要があると認識しております。

増田会長

よろしいでしょうか。

今日は12時を目途に、まだもう少し議題もございますので、もしもよろしければここで次に入っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

まず市決定の付議案件と府決定の諮問案件がございますので、別途採決を取りたいと思います。

市決定の付議案件ですが、資料でいいますと議案書2-1ページが名称変更で、2-2、2-3が幅員を加えているという部分でございます。この市の付議案件に關しまして、そのものが妥当だと判断したいと思いますが、原案通りで異議がございますか、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では異議なしでございますので、原案通り議決したということでございます。ありがとうございました。

次に議案書の 5-1 を見ていただきますと、府決定の道路に関しまして、名称変更と車線数の付加ということが 5-1、5-2、5-3 にございます。この諮問案件に関しまして原案どおり可決したいと思いますが、異議がございませうか、ございませうか。

(異議なしの声)

諮問案件に関しまして、原案通り議決いたしました。ありがとうございます。

そうしたら引き続きまして、これも名称変更等でございますので、一括してご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

案件 3 土地区画整理事業の変更について【付議】  
案件 4 土地区画整理促進区域の変更について【付議】  
案件 6 土地区画整理事業の変更について【諮問】

市(藤田担当主査)  
<案件説明>

増田会長

ありがとうございます。これに関しましては全て名称の変更ということでございますけれども、案件 3、4 が付議案件でございますして、案件 6 が府決定でございますので諮問案件です。

ただ今のご説明に関しまして何かご質問ございませうか、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

そうしたらこれも付議案件、諮問案件でございますので、1 案件ずつ採決をしていきたいと思ひます。

まず案件 3、これは議案書 3-1 ページをご覧いただきたいと思ひますけれど

も、市決定の土地区画整理事業の名称変更でございます。

原案どおり議決いたしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。異議なしでございますので、案件 3 については議決いたしました。

引き続きまして議案書 4-1 を見ていただければいいと思ひます。これは土地区画整理促進区域の名称変更でございます。4-1 から 4-3 までの名称変更でございます。これに関しましても同じく付議案件でございます。原案どおり議決いたしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます、原案どおり議決いたしました。

その次に案件 6 でございます。6-1、6-2、6-3 ページ、府決定の土地区画整理の名称変更でございます。これは諮問案件でございますけれども原案どおり答申いたしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。案件 6 に関しましても原案どおり答申いたします。

今日は付議案件及び諮問案件はこれで終わりですが、今箕面市が積極的に検討されております景観法に基づく景観計画について、報告事項でございますけれども、報告いただいて意見交換をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

案件 7 景観法に基づく取り組みについて【報告】

市(千田担当主査)  
<案件説明>

増田会長

ありがとうございました。少し前の審議が延びたものですから慌ててご報告頂いたということで、申し訳ございませんでした。まだ少し時間がございますので、報告案件でございますけれども、色んなご意見をいただければと思います。

島谷委員

ベースカラーとサブカラーの色彩基準の表なんですけど、四角の凡例は合っているんでしょうか。

増田会長

そうですね。この四角の領域で、サブカラーの方が狭くてベースカラーの方が大きくなっています。反対ではないかということです。

市（千田担当主査）

凡例が逆さまになっています。

増田会長

おっしゃるとおり、凡例が反対ということです。他に何かありますか。

舟橋委員

意見を述べたらいいということですので、非常に先進的な取り組みで、すばらしいと思います。

ただ、気になりますのが、景観というものは決めにくい、善し悪しもわかりにくいし、どうすりゃいいんだというのは本当はそうはっきりいえない世界だと思っています。一番恐ろしいのは、色んなことを仕様で決めるほど市民の皆さんや建築物を造られる方の足枷になる。この点は自由と規制のバランスというのはいつまでいっても答えのない話ですので、難しいと思いますが、その点については景観の検討原案を作られるときに慎重に考えて頂ければなあというのが1点と、今日は説明を省かれましたけど素案を見ますと、非常に事細かに決めて

いらっしゃる部分と、えらいびっくりしましたけど「良質のデザインを施す」という表現がありますね。一言で言えばすべてこれに尽きるのわけですので、何も決めなくてもよくて、みんなで良いデザインをしましょうということで終わりだということになります。これは性能規定の極みがこういうことになろうかと思えます。余談ですが建築基準法の防災規定なども「火災時に安全であること」と決めればそれですむのですが、ご承知のとおり膨大な規定があって、設計者は日夜四苦八苦している状況です。景観についても色がどうだとか、どこかにありましたけど「ジャパニーズモダン」、それは一体何だという、非常にまだ定着していない言葉もあれば、細かな0.5mという記述があったり、バランスよく考えて頂くということをお願いしたいと思えました。

それともう一つは、変更命令、勧告を出されるときに、一体具体的に誰が判断するのか、それがこの規定に合わない、合う、ということ。多分アドバイザー云々とおっしゃってましたのでどなたか専門家をご判断なさるんでしょうけど、そのところもかなりの強権を発揮することとなりますので、矛盾したことをいいますけど慎重且つ大胆にやって頂くように、是非お願いしたいと思えます。

増田会長

ありがとうございます。ご意見ということで、よろしくお願ひします。

新田委員

非常にこの試みはよろしいかと思いますが、私が関与しております福祉のまちづくり関係では、視覚障害者の誘導用ブロックが例えば伝統的建造物保存地区とか美観地区で美観を損なう、景観を

損なうということでは貼ってはならないというような運用をなされているケースが多いようで苦慮しています。もしその辺の配慮をユニバーサルデザイン的な観点で、目に見える景観だけでなく生活の営みとか色々ありましたのでユニバーサルな視点もお持ちかと思しますので、具体的な運用の中でもし考えられている点があれば、視覚障害者などの人たちの誘導とバランスの取れたような景観の保全について、難しいと思いますが、考えられているところがあれば、お願いします。もしなければ意見として聞いて頂きたいと思えます。

増田会長

先程の舟橋委員の意見も同様に少しご質問したいと思えます。

ひとつは変更命令等を出す時の手続き論として審議会なりアドバイザーなりをこの条例の中でどう位置付けようとしているのかということがひとつ。

もう一つは新田委員の方から出ましたユニバーサルデザインの視点からの景観の取り組みはどういう風に考えられているかということ。

もう一つは舟橋委員から出ていました許可基準、大規模の届出などの時の基準値を、具体的にどう考えられているのかということ。

今日の資料で、時間が無かった関係上「箕面市景観計画素案(案)」のご説明をいただいているのですが、都市計画審議会の大きな役割は、基準案が私権制限を大幅にしていないかどうか、バランスのとれた制限内容になっているかということを検討するのが都計審の役割だから報告しなさいというのが法律で書いているんですね。

景観の善し悪しみたいなことは別途景観審議会などがあって、専門家の意見

が必要なので、別途景観審議会なりアドバイザーなり都計審のもっている役割というのはどちらかということ基準が過度になっていないか、或いは適切なバランスのとれた内容となっているかを意見交換するために報告しなさいとなっていると思えます。

今の3つの件について、考えられているところがあれば補足説明をいただければと思えます。

市(河辺課長)

景観計画についての説明が不足していたということでその部分も含めて説明させて頂きたいと思えます。

景観計画の素案につきましては7-11ページから挙げさせて頂いております。7-14、7-15ページでそれぞれの山並み景観保全地区、都市景観形成地区、景観配慮地区の位置の説明をしております。7-17ページから7-26までは景観形成の方針を説明しております。これは景観基本計画をもとに抜き出した形で挙げさせて頂いております。7-27ページから7-37までが制限行為、届出対象行為が説明されております。

基準の決め方ですが、基本的には今まで箕面市が行って参りました景観条例の基準をそのまま移す形にしております。その上で、景観法に載るものと載らないものの整理をして色彩の基準を追加した、ということが大きな違いです。

市域全域にかけるものに関しては、なかなか細かな基準が決めにくいということで枠の広いような基準になっておまして、この基準の判断につきましては、その手前にあります基本方針等を見ながらその周辺のまちなみに配慮したデザインとはどういうものかということを読み取っていくという形を考えております。

それ以外の山並み景観保全地区や景観形成地区につきましては、これらの基準を決めていく段階において市民や事業者、所有者の意見を聞きながら作ってきた基準がございます。また、都市景観形成地区につきましては、元々の基準自体を地権者等が相談の上で作ったという経過もございますので、比較的濃厚な、細かいところまで定めたような形になっております。これは、市が上からかぶせるような形で出したものではなく、地元から出てきたものをくみ取ってその上で法的に合致するかどうかの確認の上で決めてきた経過がありますので、そのまま使おうと考えております。

変更命令については、当然私権制限等になりますので、これは案としてお聞き頂きたいのですが、審査会等のものを設置してできれば弁護士など法的なことが判断できる方や、デザイン、色彩が判断できる方も入れたような審査会制度が設けられればこれに対してはうまく活用できるかなと考えております。

あとユニバーサルデザイン等の問題ですが、これに関わらず景観まちづくりというのは景観形成の部局だけでなく様々な部局に南連すると考えており、実際の施策の運用の中でユニバーサルデザインとかそういったことに配慮したまちづくりを進めていくということになります。

増田会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。基準のところ、舟橋委員からご質問ありましたけれども、今追加で説明ございましたように、各地区ごとの基準がございますが今まで条例で地域合意のもとにやってきた内容で、プラス色彩が加えられましたけれども、それを法に移行したということでございますので、

基準値そのものは今回見直していないということで永らく地域合意の中でやってきたという説明ですね。

他に何かご意見、牧原委員どうぞ。

牧原委員

舟橋先生、新田先生、増田会長から心配な課題を提案して頂きましたが、今後の予定で見ましても、23日に都市検討会議、また審議会と、具体的に討議する時間がかかなり圧縮されているような感じで、いきなりパブコメという流れで19年9月条例制定という、拙速な感じがします。今の委員さんの意見を聞いていたら、これだけ拙速に進めてまとめることができるのか。もう少し議論の時間が必要ではないか。都市計画審議会でも報告だけですので、先程のご意見にも簡単には答えられておりましたが、踏み込んだ回答にはなっておりませんでしたので、これだけ拙速に進めて良いのかどうかと思います。

増田会長

これは、別途検討委員会を立ち上げながら進めてこられたので、拙速ではないと思いますが、市のほういかがでしょう。

市（西尾部長）

今拙速というご指摘がありました。会長からお話がありましたように景観計画検討会議、これは学識経験者の方、市民の方、事業者の代表の方、行政が入りまして1年間をかけて計画の協議を重ねて参りました。その結果としまして、このお示ししております景観計画、景観基本計画がありますが、そういった中で相当時間をかけさせて頂いて練り上げてきたということでございます。

また偏らないように、というご指摘がありました。まさしく景観というのは主観的なものでして、なかなか客観的な数値基準というものはない。特に形態意

匠については全くそういう基準がありませんので、どういう風にしていくかということについては先程課長から説明ありましたが補足したいと思います。

まずひとつは都計審の中で私権制限等にかかる基準についてのご審議をいただき、過度な基準にならないかということの議論をいただくようになっております。それから景観全体、これにつきましては景観審議会では景観施策そのものについてご議論頂くということで、都市計画審議会、景観審議会双方でご議論頂きまして、なおかつ景観計画検討会議で議論されたものを計画としてさせて頂く。で、そのあと指導、助言につきましてはアドバイザー今お一人ですが、これを複数制にしまして、事前協議の段階で議論を重ねていくということで、事前に先程の偏らないという部分では徹底議論を事前にさせて頂こうとこんな風に考えておりました、その徹底議論の中で指導なり勧告などのお話をして頂きまして、なおかつそれに従わない場合に変更命令を出す。この際には、いわゆる審査会で変更命令を出すかどうかのご判断をいただいた上で最終的に市長が決定して命令を出すと、2重、3重のシステムでやっていこうというふうに考えておりました、先程拙速というご意見ありましたが、我々としましては17年度から2年間かけて計画してきたという時間も費やしておりますし、今後景観条例、法律は施行されておりますので、条例につきましては自主条例もしくは施行条例がございますけれども、これらにつきましては今後条例制定をお願いするとともに、周知期間を十分におきまして施行に入っていきたいと思えます。

その際には当然パブリックコメント

以外に説明会等、あるいは関係権利者に十分周知をさせて頂いてその上で施行に入りたい、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

増田会長

よろしいでしょうか、他いかがでしょうか。

増田(京)委員

私も一言お聞きしたいことがありますが、他の場で一般質問しますのでちょっと控えておこうかと思ったのですが、今言いました変更命令なんです、箕面は景観に関しては色々な形で努力をしてこられたのですが、実際に豊亀線沿いのラーメン屋の看板で仰々しいのがあったり、反対に東に行っても最初は指導してかわいいものだったのがしばらくしてけばけばしい看板になったりとか、そういうときに変更命令をするということなのかと思うんですけど、今までは指導にいてもお願いでしかなかったのが今回はそういうことに対して景観法を使って変更命令ができると私は認識しているのですが、そういう理解で良いのでしょうか。

市(河辺課長)

個々の事象的な説明というのは省かせて頂きますけれど、改修時に色を塗り変えられるときは、届け出対象行為に合致するときは当然届出を出して頂いて、その段階において事前協議等をして制限事項に合うような形で届出を出して頂くということをします。そのうえで合致しないようなことが行われれば特定届出対象行為であれば変更命令が打てるということになります。ただ、特定届出対象行為は今のところ大規模な部分と山並み景観保全地区に限っておりますので、全てに対して変更命令が打てるというものではありません。

先程も言いましたように、届出対象行為に指定されている場所においては届出が義務づけになりますので、必ず事前協議、指導等していけるものと思っております。今まで箕面市がやってきた上で一番重要なのは事前協議において一定の市の景観施策について了解を得ていただいた上でそういう建物を計画して頂くということが基本でやってまいりましたので、それについては今後も堅持していきたいと考えております。

増田会長

他いかがでしょうか。

北川委員

山並み景観を保全しまちづくりを生かすということなんですが、緑を大切にいかしていきますということは書いてあるんですが、今あるみどりを残していく、手入れしていく、そういったような今あるものをただ生かすだけでなく、後世に残していったり、より良いものに手入れしていくような制度とか仕組みづくりもここに含まれているのでしょうか。

市（河辺課長）

基本的には山並み景観保全地区においては緑地等の基準を設けて残存緑地等を残していくというような仕組みを作っております。ただ山麓保全という観点はまた別途になりまして、それについては景観基本計画の方でうたっているところです。

北川委員

山麓に限らず、箕面の文化は田畑とか川とかそういうもので、河川敷もコンクリート敷きになっていて、草ぼうぼうで見苦しいところもたくさんあるし、そういう手入れとか維持管理ということも併せて考えて頂けたらと思います。

舟橋委員

最初私が言ったこと誤解受けないように、決して足を引っ張るつもりはなく、慎重かつ大胆にやって下さいということです。

増田会長

よろしいでしょうか。

市（河辺課長）

先程の色彩の表の関係ですが、訂正させて頂いて、改めて訂正分を送付させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

増田会長

ありがとうございます。だいたいご意見も出たでしょうから、これ少し今日の話の中でいいますと、ひとつはこれから届出とかアドバイスとかどういうケースの時に、レアケースだとは思いますが、変更命令を出すときの仕組みだとか、多分市民さんはいつ、どういうときに、どういう届出なりをして、どういう仕組みでこの景観法が運用されていくのかということが一番興味があるかと思うんですね。その辺景観基本計画の中に入れるのか、景観計画の中に入れるのか、或いは景観条例の規則の中に入れるのか、いずれにしても手続きがどういう仕組みで進んでいくんですかということについて、少し検討委員会においてわかりやすい形で整理頂いて、パブコメの時には必ずそれを入れてもらった方が良くないでしょうかということが今日審議会から出たひとつの視点だと思います。

もう一つ、基準値につきましては、過去条例でずっと運用されてきたことをずっとされてますので、ほぼ間違いのない形になっていますけれども、例えばジャパニーズモダンとか、本当にわかりやすい言葉になっているかどうかだけは、もう一度チェックをかけて頂けたらいか

がでしょうかということが一点でございます。

あとユニバーサルデザインとの関係とか山並み保全地区の中での市民参画型の仕組みみたいな話は多分景観計画ではなくて景観基本計画の施策展開という話の中で可能ならば収録して頂くという形で考えて頂いたらいかがでしょうかと、そんなご意見を今日は審議会で頂いたかと思っておりますので、少し拙速ではないかという議論もございましたが、箕面市さんは条例を早期から作り、非常に先進的に取り組んできてましたので、ここでブレーキをかけるよりも順調に進んで行って頂いた方が良くは大まかな合意だという風にご理解頂ければと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

そうしたら今日いただいた案件に関しましてはすべて終わりましたけれども審議案件のうち付議案件及び諮問案件につきましては、事務局にて報告書を作成して、後日市長さんに文書にて報告したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

最後に、事務局より報告事項があるようですのでよろしくお願いしたいと思います。

事務局（岡課長補佐）

< 次回都市計画審議会の日程連絡 >

増田会長

それでは本日の審議についてはこれで全て終了いたしました。どうもありがとうございました。